

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月25日

福岡県知事 殿

提出者
住 所 福岡県行橋市道場寺1411番地
氏 名 社会医療法人財団池友会
 新行橋病院
 院長 正久 康彦
電話番号 0930-24-8899

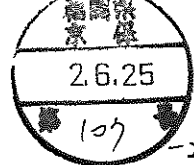
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人財団 池友会 新行橋病院
事業場の所在地	福岡県行橋市道場寺1411番地
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	246床
③従業員数	605名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>医内医療業務によって発生する感染性廃棄物を収集運搬業者と委託契約し、収集運搬を依頼する。</p> <p>収集運搬業者は、その後収集した感染性廃棄物を積替え保管し委託契約している中間処理業者に搬入する。</p> <p>中間処理業者では(溶融・焼却)処理にて最終処分まで実施する。</p> <p>引火性廃油は他の中間処理業者に搬入し、焼却処分される。</p>

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙にて報告

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	115.605 t	0.288 t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・現場職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導 ・新入社員への収集運搬業者による分別等説明会実施 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	113.000 t	0.260 t
	(今後実施する予定の取組)		
感染性廃棄物専用容器への非感染性廃棄物混入廃棄防止の為の指導・教育の強化・抜き打ちの現場チェック実施			
<ul style="list-style-type: none"> ・院内委員会における幹部職員への分別意識の徹底及び現場職員への分別知識及びコスト意識の定着を図る ・収集運搬業者より講師派遣による研修会の継続実施 現場職員の共通した分別知識・コスト意識の向上を図る 			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・現場職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導 ・新入社員への収集運搬業者による分別等説明会実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業者より講師派遣による分別研修会の継続実施 ・現場職員の分別に関する共通認識の徹底、コスト意識強化 ・抜き打ち現場チェックによる現場指導の強化

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	115.605 t	0.288 t
	優良認定処理業者への処理委託量	115.605 t	0.288 t
	再生利用業者への処理委託量	115.605 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	0.288 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 委託業者については収集運搬業者・中間処理業者共に県及び政令都市の正規の許可を取得している業者であることを確認して委託契約を締結している。 			

②計画	【目標】													
	特別管理産業廃棄物の種類	<table border="1"> <tr> <td>感染性廃棄物</td> <td>引火性廃油</td> </tr> <tr> <td>全処理委託量</td> <td>113.000 t 0.260 t</td> </tr> <tr> <td>優良認定処理業者への 処理委託量</td> <td>113.000 t 0.260 t</td> </tr> <tr> <td>再生利用業者への 処理委託量</td> <td>113.000 t t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者への 処理委託量</td> <td>t t</td> </tr> <tr> <td>認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量</td> <td>t 0.260 t</td> </tr> </table>	感染性廃棄物	引火性廃油	全処理委託量	113.000 t 0.260 t	優良認定処理業者への 処理委託量	113.000 t 0.260 t	再生利用業者への 処理委託量	113.000 t t	認定熱回収業者への 処理委託量	t t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t 0.260 t
	感染性廃棄物	引火性廃油												
	全処理委託量	113.000 t 0.260 t												
	優良認定処理業者への 処理委託量	113.000 t 0.260 t												
	再生利用業者への 処理委託量	113.000 t t												
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t												
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t 0.260 t													
全処理委託量	113.000 t 0.260 t													
優良認定処理業者への 処理委託量	113.000 t 0.260 t													
再生利用業者への 処理委託量	113.000 t t													
認定熱回収業者への 処理委託量	t t													
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t 0.260 t													
(今後実施する予定の取組)														
<p>今後も正規の許可取得業者に限って業者選択の対象とする。 これを前提として収集運搬業者については、当病院の排出規模に対応できる業者を選択する（収集体制・緊急体制） 処理業者においては、中間処理方法・実績等を確認し、職員が直接確認を実施して業者を選択する。 優良企業認定を取得している業者を優先に選定する。 分別の指導強化と感染容器1個の廃棄物投入量の確認・検討</p>														
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】													
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	115.893 t												
	(今後実施する予定の取組等)													
電子マニフェストでの情報管理を継続利用予定。														
※事務処理欄														

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

